

宮崎県公報

平成26年6月30日(月曜日) 第 2603 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課)1 ○土地改良区の役員の就退任の届出(4件)……(農村整備課)4

百

開催・・・・・・(家畜防疫対策課) 6

- ○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
 - 計画の変更……(水産政策課) 6
- ○宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の
 - 申請の手続の公表…………(管理課) 8
- ○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続
 - の公表………(建築住宅課) 9

○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮交シティ(宮崎ショッパーズプラザ) 宮崎市大淀四丁目 7番30号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実 宮崎市大淀四丁目6番28号 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実 宮崎市大淀四丁目 6番28号 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(変更後) 株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実 宮崎市大淀四丁目 6番28号 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実 宮崎市大淀4丁目6番28 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛 都城市上町 6 街区 8 号 愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄 大阪府大阪市天王寺区大道 4 丁目 9 -12 株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸 愛知県稲沢市天池五反田町 1 有限会社じょいふるオオエ 代表取締役 大江康 嗣

熊本県熊本市立花 6 丁目 4 - 24 株式会社ダイセン 代表取締役 田中純一郎 福岡県福岡市博多区店屋町 2 - 10 株式会社ロベルト 代表取締役 金本邦益 東京都江東区木場 5 - 6 - 35

有限会社メンズニノミヤ 代表取締役 二宮信義 宮崎市橘通東 3 - 5 -33

有限会社ウィズ 代表取締役 杉田春海 宮崎市大淀4丁目6-28

有限会社フォークアート 代表取締役 松本誠司 福岡県粕屋郡志免町大字志免1014

有限会社フラワープラントJUN 代表取締役 丸山順子

宮崎市恒久南1-9-20

株式会社ハビタ 代表取締役 上野眞弓 熊本県熊本市水前寺公園23-50

株式会社タカキュー 代表取締役 白井一秀 東京都板橋区板橋3-9-7

株式会社那須商店 代表取締役 那須和隆 宮崎市江平東町 6 - 6

株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二 福岡県北九州市小倉南区下曽根 1 - 14 - 19

株式会社リリー 代表取締役 手塚三男

宮崎市橘通西 2 - 1 - 17

株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治 宮崎市大淀 4 - 6 - 28

株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一 宮崎市港東町 1 - 7 - 1

有限会社サンショー 代表取締役 宮崎孝介

宮崎市橘通東3-2-11

有限会社にしき堂 代表取締役 佐々木真司

日向市大字富高6424番地31

株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎栄一 鹿児島県鹿児島市東開町8番地8

株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子

福岡県福岡市中央区天神3-4-7

個岡県個岡田中央区大神 3 - 4 - 1

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年

東京都葛飾区新小岩1-48-1

株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努

東京都八王子市暁町1-32-13

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵

兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1

山雅史

東京都新宿区住吉町8-12

有限会社恵商 代表取締役 日高哲郎

宮崎市橘通東3-5-33

株式会社エンタープロ 代表取締役 宮田幸始

As-meエステール株式会社 代表取締役 丸

宮崎市江平西1-2-24

株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生

福岡県福岡市中央区天神1-1-1

橋本宏久

宮崎市佐土原町下那珂 12900-68

安藤寿郎

児湯郡川南町大字川南 24783-6

河野俊郎

宮崎市大工2-138-1

有限会社白水インターナショナルコーポレーショ

ン 代表取締役 白水征江

福岡県久留米市御井旗崎2-5-5

小泉アパレル株式会社 代表取締役 植木勇

大阪府大阪市中央区備後町3-1-8

株式会社鈴丹 代表取締役 吉田馨

愛知県名古屋市昭和区広路通2-5

有限会社新宮 代表取締役 宮下純子

宮崎市橘通西2-1-6

株式会社エービーシーマート 代表取締役 野口

美

東京都渋谷区神南1-11-5

有限会社ディオン 代表取締役 小村長敏

宮崎市高洲町 161

株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ

福岡県福岡市中央区天神3-4-7

株式会社キャンドウ 代表取締役 北川清水

東京都板橋区板橋3-9-7

株式会社芳香園 代表取締役 園田正

宮崎市源藤町葉山 263-4

株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪幸子

大阪府大阪市北区大深町2-48

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市加島町走熊字七本松27-1

株式会社みしん市場 代表取締役 田島栄治

宮崎市青葉町74-1

宮交ショップアンドレストラン株式会社 代表取

締役 西田栄治

宮崎市中村東 2 - 8 - 12

(変更後) 株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実

宮崎市大淀4丁目6番28

株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛

都城市上町6街区8号

愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄

大阪府大阪市天王寺区大道 4 丁目 9 -12

株式会社パレモ 代表取締役 小田保則

愛知県稲沢市天池五反田町1

有限会社メンズニノミヤ 代表取締役 二宮信義

宮崎市橘通東3-5-33

有限会社ウィズ 代表取締役 杉田春海

宮崎市大淀4丁目6-28

有限会社フォークアート 代表取締役 松本誠司

福岡県粕屋郡志免町大字志免1014

有限会社フラワープラント JUN 代表取締役

丸山順子

宮崎市恒久南1-9-20

株式会社ハビタ 代表取締役 上野眞弓

熊本県熊本市中央区水前寺公園23-50

株式会社タカキュー 代表取締役 白井一秀

東京都板橋区板橋3-9-7

株式会社リリー 代表取締役 手塚三男

宮崎市橘通西2-1-17

株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治

宮崎市大淀4-6-28

株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一

宮崎市港東町1-7-1

有限会社サンショー 代表取締役 宮崎孝介

宮崎市橘通東 3 - 2 - 11

有限会社にしき堂 代表取締役 佐々木真司

日向市大字富高6424番地31

株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎栄一

鹿児島県鹿児島市東開町8番地8

株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子

福岡県福岡市中央区天神3-4-7

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年

東京都葛飾区新小岩1-48-1

株式会社タッミヤ 代表取締役 指田努

東京都八王子市暁町1-32-13

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵

兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1

As-meエステール株式会社 代表取締役 丸 山雅史

東京都新宿区住吉町8-12

有限会社恵商 代表取締役 日高哲郎

宮崎市橘通東3-5-33

株式会社エンタープロ 代表取締役 宮田幸始

宮崎市江平西1-2-24

橋本宏久

宮崎市佐土原町下那珂 12900-68

安藤寿郎

児湯郡川南町大字川南 24783-6 河野俊郎

宮崎市大工2-138-1

有限会社白水インターナショナルコーポレーション 代表取締役 白水征江

福岡県久留米市御井旗崎2-5-5

有限会社新宮 代表取締役 宮下純子

宮崎市橘通西2-1-6

株式会社エービーシーマート 代表取締役 野口 実

東京都渋谷区神南1-11-5

株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ

福岡県福岡市中央区天神3-4-7

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿2-21-1

株式会社芳香園 代表取締役 園田正

宮崎市源藤町葉山 263-4

株式会社ツインマーボ 代表取締役 大藪幸子 大阪府大阪市北区大深町 2 - 48

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市加島町走熊字七本松27-1 株式会社みしん市場 代表取締役 田島栄治

宮崎市青葉町74-1

宮交ショップアンドレストラン株式会社 代表取 締役 黒木博

宮崎市中村東2-8-12

株式会社ゾフ 代表取締役 上野剛史 東京都港区北青山3-6-1オーク表参道6階 株式会社WESTRIVER 代表取締役 川西

宮崎市新別府町堂前 819-1

株式会社コンテンツ・アート・オブ・ワークス

代表取締役 後藤隆喜

福岡県福岡市中央区天神 2 - 3 - 29 - 502 有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏 宮崎市霧島 5 丁目16 - 4

株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫 東京都世田谷区代田 2 -31 - 8

株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康 暗

岡山県岡山市北区幸町2-8

4 変更の年月日

平成25年5月22日 設置者の代表者の変更 平成26年6月1日 小売業者の変更

5 変更した理由

設置者の代表者の変更、小売業者の代表者及び住所の変更並び に小売業者の入れ替えのため

6 届出年月日

平成26年6月13日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮交シティ(宮崎ショッパーズプラザ) 宮崎市大淀四丁目 7番30号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社宮交シティ 代表取締役 石原実 宮崎市大淀四丁目 6 番28号 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時(株式会社ダイエー)

> 開店時刻 午前10時(ただし、年間30日間は午前9時) 閉店時刻 午後9時(株式会社宮 交シティ 外44者)

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時(株式会社ダイエー)

> 開店時刻 午前10時(ただし、年間30日間は午前9時) 閉店時刻 午後9時(株式会社宮 交シティ 外44者)

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分から午前 0 時30分まで(A及びC 駐車場)

午前8時30分から午後9時30分まで(B駐車場)

(変更後) 午前 6 時30分から午前 0 時30分まで(A及びC 駐車場)

午前6時30分から午後9時30分まで(B駐車場

平成 26 年 6 月 30 日 (月曜日) 第 2603 号

宮崎県公報

- 4 変更する年月日 平成26年 6 月16日
- 5 変更する理由

消費者のニーズに応え、店舗利用者の利便を図るため。

6 届出年月日

平成26年6月13日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、石崎土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	太	田	武	重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理	事	西	村	孝	_	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理	事	中	原		進	宮崎市佐土原町石崎1丁目7番地 1
理	事	根	井	_	郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理	事	後	藤		敏糸	宮崎市佐土原町下那珂2699番地
理	事	大久	ス保	利	夫	宮崎市佐土原町下那珂 951番地 2
理	事	門	田	浩	_	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4
理	事	武	村	智	仁	宮崎市佐土原町下那珂2054番地3
理	事	山	地	和	雄	宮崎市佐土原町下那珂1121番地 6
1		1				

監	事	Ш	俣		修	宮崎市佐土原町石崎1丁目9番地2
監	事	細	Ш	俊		宮崎市佐土原町下那珂71番地

(任期:平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	太	田	武	重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地1
理	事	西	村	孝	_	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理	事	水	野		修	宮崎市佐土原町石崎 3 丁目 4 番地 12
理	事	根	井	_	郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理	事	鈴	木	孝	明	宮崎市佐土原町下那珂2094番地ト の10
理	事	中	原		進	宮崎市佐土原町石崎1丁目7番地
理	事	関	屋	重	臣	宮崎市佐土原町下那珂2626番地イ の 1
理	事	脇	本	正	幸	宮崎市佐土原町下那珂2942番地25
理	事	松	浦	伸	昭	宮崎市佐土原町下那珂67番地 4
監	事	Л	俣		修	宮崎市佐土原町石崎1丁目9番地 2
監	事	細	JII	俊	$\ddot{\vec{-}}$	宮崎市佐土原町下那珂71番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、高岡町土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	黒	木	辰	男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理	事	Ш		紀	壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理	事	西	村	國	義	宮崎市高岡町飯田2276番地

						古 响 宋 公 Ŧ
理	事	東	郷	辰	孝	宮崎市高岡町飯田2239番地3
理	事	市	瀬	憲	_	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理	事	脇	元	敏	幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理	事	東			守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理	事	Ш	元	幸	男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理	事	椎	葉	重	敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理	事	西	園	文	_	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理	事	星	﨑	卓	三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理	事	Ш	畑		朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理	事	吉	田	清	洋	宮崎市高岡町五町1784番地 2
理	事	福	永		悟	宮崎市高岡町花見3950番地
理	事	鵜	木	栄	次	宮崎市高岡町花見1126番地
監	事	安	楽	勝	則	宮崎市高岡町下倉永 678番地
監	事	梅	元	秀	樹	宮崎市高岡町高浜 331番地 1
監	事	小	森		健	宮崎市高岡町五町 860番地

(任期:平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	黒	木	辰	男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理	事	山		紀	壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理	事	西	村	國	義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理	事	東	郷	辰	孝	宮崎市高岡町飯田2239番地 3
理	事	市	瀬	憲	_	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理	事	脇	元	敏	幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理	事	東			守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理	事	山	元	幸	男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理	事	椎	葉	重	敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理	事	西	園	文	_	宮崎市高岡町上倉永2672番地

理	事	星	崎	卓	Ξ	宮崎市高岡町上倉永 309番地1
理	事	Л	畑		朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理	事	吉	田	清	洋	宮崎市高岡町五町1784番地 2
理	事	福	永		悟	宮崎市高岡町花見3950番地
理	事	鵜	木	栄	次	宮崎市高岡町花見1126番地
監	事	吉	松	忠	博	宮崎市高岡町小山田2443番地 3
監	事	遠	田	安	則	宮崎市高岡町飯田2002番地7
監	事	横	Щ	敏糸	春	宮崎市高岡町紙屋 412番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、速日峰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	甲	斐	一,	大郎	延岡市北方町早中巳 934番地
理	事	大/	久保	信	幸	延岡市北方町早日渡巳 255番地
理	事	中	田	友	喜	延岡市北方町早中巳 893番地
理	事	早	樋		温	延岡市北方町早中巳 872番地
理	事	甲	斐	良	_	延岡市北方町早日渡巳 271番地
理	事	甲	斐	辰之	之輔	延岡市北方町早日渡巳 538番地
監	事	甲	斐	景	範	延岡市北方町早中巳 846番地
監	事	甲	斐	忠	篤	延岡市北方町早日渡巳 435番地

(任期:平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所	
理	事	甲	斐	一太郎		延岡市北方町早中巳 934番地	
理	事	富	山	秀	樹	延岡市北方町早日渡巳 532番地	
理	事	中	田	友	喜	延岡市北方町早中巳 893番地	

平成 26 年 6 月 30 日 (月曜日) 第 2603 号

宮崎県公報

理	事	早	樋		温	延岡市北方町早中巳 872番地	
理	事	大久	久保	信	幸	延岡市北方町早日渡巳 255番地	
理	事	甲	斐	良	_	延岡市北方町早日渡巳 271番地	
監	事	甲	斐	景	範	延岡市北方町早中巳 846番地	
監	事	甲	斐	辰。	と輔	延岡市北方町早日渡巳 538番地	

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、田野町西地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名			氏	名		住 所
理	事	菊	地	庸	裕	宮崎市田野町乙4271番地
理	事	松	山	光	_	宮崎市田野町乙4426番地 9
理	事	矢	野		治	宮崎市田野町乙4402番地 3
理	事	谷	П	雄-	一郎	宮崎市田野町乙5498番地
理	事	小	野	哲	朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理	事	西	村	哲	也	宮崎市田野町乙4228番地
理	事	落	合	直	行	宮崎市田野町乙4313番地
監	事	Ш	越	和	己	宮崎市田野町乙4426番地41
監	事	野	崎	安	正	宮崎市田野町乙4309番地
監	事	甲	斐	伸	治	宮崎市田野町乙5217番地 1

(任期:平成30年4月20日まで)

2 退任した役員

役	:名	氏		名		住 所
理	事	菊	地	庸	裕	宮崎市田野町乙4271番地
理	事	松	Ш	光	_	宮崎市田野町乙4426番地 9
理	事	矢	野		治	宮崎市田野町乙4402番地3
理	事	谷		雄-	一郎	宮崎市田野町乙5498番地
理	事	秋	Щ	広	美	宮崎市田野町乙5499番地 3

理	事	甲	斐	伸	治	宮崎市田野町乙5217番地 1
理	事	小	野	哲	朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理	事	西	村	哲	也	宮崎市田野町乙4228番地
理	事	大	塚	義	_	宮崎市田野町乙4401番地1
理	事	落	合	直	行	宮崎市田野町乙4313番地
理	事	甲	斐	隆	正	宮崎市田野町乙5224番地1
監	事	Ш	越	和	己	宮崎市田野町乙4426番地41
監	事	野	崎	安	正	宮崎市田野町乙4309番地
監	事	鐙		幸	夫	宮崎市田野町乙4422番地11

家畜改良増殖法(昭和25年法律第 209号)第16条第2項に規定する平成26年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
 - 平成26年9月29日(月曜日)から10月31日(金曜日)まで
- 2 開催場所

西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場

- 3 家畜の種類牛
- 4 受講申込手続
- (1) 受講願書の受付期間平成26年7月7日(月曜日)から7月25日(金曜日)まで
- (2) 受講願書の提出先 最寄りの家畜保健衛生所
- (3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近3箇月以内撮影の写真(縦5センチメートル、横4センチメートル)2枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)

- 6 その他
- (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会(〒 135 -0041東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-56 21-2070 FAX03-5621-2077)発行の家畜人工授精講習会 テキスト(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)を使用するのであらかじめ準備すること。
- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は 宮崎県農政水産部家畜防疫対策課(電話0985-26-7139)にす ること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、

公表する。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第12位 (平成23年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域 的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要 な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事 管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海		平成25年	平成26年
洋生物資源の	まさば及びごまさば	16,000トン	21,000トン
期間別に定め	まいわし	若干	若干
る数量	まあじ	若干	若干

(注) 「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の

第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源 の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
第1種特定海		平成25年	平成26年
洋生物資源の	まさば及びごまさば	15,740トン	20,506トン
期間別に定め	まいわし	若干	若干
る数量	まあじ	若干	若干

- (注) 「平成25年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成25年7月から平成26年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成25年1月から平成25年12月までである。「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。
- 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関 する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの 採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていない が、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め 、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現 状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及び ごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがな いよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者によ

宮崎県公報

る自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及 及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め 、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現 状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採 捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが 、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、 漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵 親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項 本県においては該当なし

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2 の規定により、宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請 の手続について次のとおり公表する。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県建設技術センター
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559の1
- (3) 設置目的 優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管 理試験並びに県民の安全で安心なくらしを支える技術等に対す る意識の啓発に資する研修のための施設。
- 2 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する 業務
- (2) 建設技術センターの利用に関する業務
- (3) 建設技術センターの維持及び保全に関する業務
- (4) その他管理運営に必要な業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県建設技術センター 管理規則(平成21年宮崎県規則第29号)第12条に規定する管理の 基準による。

- 5 指定管理者の指定方法
- 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し 、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること

- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規 定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあっては、当 該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 食品衛生法施行条例 (平成12年宮崎県条例第18号) 第2条の 規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。
- (10) 土木建設分野に係る技術、技能の修得、実習、訓練等の教育を適切かつ安全に行うため、教育職員免許、職業訓練指導員、測量士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者を配置することができること、又は土木建設に関する職業訓練機関の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県建設技術センター 指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類 等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県建設 技術センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理 候補者を選定する。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7175
- (2) 配布期間 平成26年7月2日から平成26年9月1日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を 添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に 限る。)により提出すること。

- (2) 提出期間 平成26年8月1日から平成26年9月1日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先 宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目 10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7175
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例 第25号)第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の 申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的 次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法 人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとす る。
- (1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営小戸団地	宮崎市鶴島3丁目159番地
2	県営鶴ノ島団地	宮崎市鶴島2丁目15番6号
3	県営青葉団地	宮崎市吉村町境目甲1488番地1
4	県営東町団地	宮崎市中村東1丁目6番40号
5	県営出来島団地	宮崎市出来島町54番地
6	県営大塚A団地	宮崎市大塚町地蔵田4651番地
7	県営大塚B団地	宮崎市大塚町馬場崎3563番地
8	県営大塚C団地	宮崎市大塚町乱橋4512番地
9	県営生目団地	宮崎市大字跡江3601番地
10	県営花ヶ島団地	宮崎市大字芳士 933番地
11	県営平和ヶ丘団地	宮崎市平和が丘西町25番地
12	県営大塚台団地	宮崎市大塚台西1丁目39番地1
13	県営大塚台西団地	宮崎市大塚台西3丁目27番地1
14	県営源藤団地	宮崎市源藤町原田 318番地 1
15	県営神宮駅東団地	宮崎市花ヶ島町大原2337番地
16	県営池内団地	宮崎市池内町 999番地
17	県営花ヶ島東団地	宮崎市大字芳士1077番地1
18	県営江南団地	宮崎市大坪西2丁目16番
19	県営住吉北団地	宮崎市大字島之内 11000番地
20	県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1
21	県営生目台西団地	宮崎市生目台西2丁目4番地1
22	県営学園木花台団地	宮崎市学園木花台北3丁目1番地
23	県営本郷南団地	宮崎市大字本郷南方4023番地
24	県営生目台北団地	宮崎市生目台西2丁目5番地1
25	県営横小路団地	宮崎市清武町木原5331番地1
26	県営新川団地	宮崎市清武町船引 633番地 6
27	県営光町団地	宮崎市田野町乙9519番地3
28	県営上田島団地	宮崎市佐土原町上田島1604番地 1
29	県営松小路A団地	宮崎市佐土原町下田島9526番地 2
30	県営松小路B団地	宮崎市佐土原町下田島9774番地 1

	平成 26 年 6 月	30 日(月曜日) 第 2603 号
31	県営松小路C団地	宮崎市佐土原町下田島 11600番 地 1
32	県営広瀬台団地	宮崎市佐土原町下田島 20510番 地23
33	県営ひかりヶ丘C団地	宮崎市佐土原町下田島 20444番
0.4	自公立初 工団体	地 5
34	県営平部ヶ下団地 県営寺田団地	日南市大字星倉4840番地3
35		日南市吾田西2丁目4番3日南市梅ヶ浜1丁目3番
36 37	県営見法寺団地	日南市大字益安 759番地
38	県営益安団地	
39	県営馬越団地 県営瀬貝団地	日南市吾田東6丁目4番 日南市瀬貝1丁目5番24号
40	県営栄松団地	日南市南郷町中村乙7051番地 2 22
41	県営目井津ヶ丘団地	日南市南郷町西町1番地4
	XLI II / II / II II I	日南市南郷町中村乙7101番地 2
42	県営新開団地	91
43	県営西小路団地	串間市大字西方8441番地 1
44	県営上浜田団地	串間市大字西方8323番地
45	県営みどりヶ丘団地	串間市大字西方8256番地 2
46	県営ひばりヶ丘団地	串間市大字西方9035番地3
47	県営千町団地	都城市千町5271番地
48	県営年見団地	都城市年見町25号4番地
49	県営南畑団地	都城市郡元町3244番地8
50	県営一万城南団地	都城市上長飯町5111番地
51	県営早水団地	都城市早水町3886番地1
52	県営加治屋団地	都城市南横市町3819番地5
53	県営一万城B団地	都城市一万城町 105号 4 番地 1
54	県営都北団地	都城市都北町 917番地
55 56	県営北原団地 県営川東団地	都城市北原町30街区19号 都城市下川東2丁目3372番地
57	県営都原団地	都城市都原町7248番地2
58	県営一万城北団地	都城市一万城町5008番地
59	県営花木団地	都城市山之口町花木2427番地3
60	県営松川団地	都城市高城町大井手 547番地
00	<u> </u>	北諸県郡三股町大字樺山4672番
61	県営榎堀団地	地
		北諸県郡三股町大字樺山4958番
62	県営沖水原A団地	地
		北諸県郡三股町大字樺山4852番
63	県営沖水原B団地	地 6
64	県営堅田原団地	小林市真方1054番地1
65	県営海蔵団地	小林市真方 381番地 5
66	県営上原団地	小林市水流迫 657番地 2
67	県営南小林原団地	小林市真方 438番地 3
68	県営城山団地	小林市細野2991番地5
69	県営三松団地	小林市堤3130番地1
70	県営堤団地	小林市堤3005番地15
71	県営京町団地	えびの市大字向江 545番地 1
72	県営柳水流団地	えびの市大字浦1613番地 5
73	県営永山団地	えびの市大字栗下1168番地 8
74	県営原の坊団地	東諸県郡国富町大字本庄1972番地
75	県営犬熊団地	東諸県郡国富町大字本庄2700番

宮崎県公報

		地 5
76	 県営向陽団地	東諸県郡国富町大字宮王丸 599
		番地2
77	県営石貫団地	西都市大字三宅4422番地 1
78	県営久保鶴団地	西都市大字三宅 168番地 4
79	県営東平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1895番地
00		児湯郡高鍋町大字上江1838番地
80	県営平原団地	1
	県営下屋敷団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋3176番
81		 地 1
		児湯郡高鍋町大字北高鍋65番地
82	県営畑田団地	9
83	県営持田団地	児湯郡高鍋町大字持田3232番地
0.4	日 24 一 AL (N 国 II)	児湯郡新富町大字三納代1869番
84 県営三納代団地	地 1	
0.5	35 県営天井丸団地	児湯郡新富町大字上富田3672番
85		地
	85 県営天井丸団地86 県営新田麓団地	児湯郡新富町大字新田7045番地
86		2
		児湯郡川南町大字川南 23541番
87 県営番野	県営番野地団地	地
		児湯郡都農町大字川北4929番地
88	県営都農団地	3
		。 児湯郡都農町大字川北5521番地
89	県営都農新町団地	2
		۷

- (2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅 に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活 の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第77条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)第47条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し 、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 下表の土木事務所管内のいずれかに本店等を、各土木事務所 管内に支店等を有する、又は設置しようとする法人その他の団 体(以下「団体」という。)であること。

土木事務所

宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土 木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務 所、高鍋土木事務所

(2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制を確保できること。

- ア 本店等の事務所が行う県との窓口業務、財務事務の総括、 及び支店等の指導等の業務
- イ 支店等の事務所が行う県営住宅の管理等の業務
- (3) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第 167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規 定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該 処分の日から起算して 2 年を経過した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 宮崎県営住宅指定管理者候補者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体でないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅指定管理者募 集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請 資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅指定管理者 候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅 担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-85 01 電話番号0985(26)7196
- (2) 配布期間 平成26年7月2日から平成26年9月1日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を 添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に 限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 平成26年8月22日から平成26年9月1日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通	
東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71	
96	
12 その他	
この募集に関する詳細は、募集要領による。	
この 分米に対する 日本は、 分米女関による。	
1	